

委員会審査

付託された5年度4特別会計について、慎重かつ詳細に審査を実施した。

その内容について、両委員長から審査報告があり、主な内容は以下のとおりである。

特別会計

国民健康保険

社会文教常任委員長 玉川 清史

特定健診受診率 59・9%

実施率は。

問 一般被保険者療養給付費について、一人あたりの医療費の金額と県内順位は。

答 令和6年4月末の速報値で、一人あたりの医療費は39万1610円、順位は高い方から47番目である。

問 一般被保険者高額療養費の件数は。

答 高額療養費は、医療費の自己負担が限度額を超えた場合に支給されるもので、件数は2083件である。

問 出産育児一時金の対象者数は。

答 少子化対策として出生時に支給されるもので、対象者は6名である。

問 特定健診の受診率と県内順位は。また、特定保健指導の

答 いずれも速報値で8月末時点、特定健診の受診率は59・9%、順位は17位。

特定保健指導終了率は52・7%、順位は26位である。



楽しみながら健康づくり（秋のスポーツ大会）

介護保険

社会文教常任委員長 玉川 清史

高額医療合算介護サービス費支給 125件

問 特別徴収と普通徴収の人数は。

答 5年度末の特別徴収は4912人、普通徴収は534人である。

問 高額医療合算介護サービス費について、対象者の人数と最高額は。

答 高額医療合算介護サービス費は、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に、自己負担限度額を超えた分を支給し負担を軽減する制度で、件数は125件、最高額は16万5526円である。

問 地域住民グループ支援事業の内容と件数は。

答 高齢者が、地域やグループ単位で継続して介護予防等に取り組む活動を、支援するもので、運動指導員や歯科衛生士を

派遣し、運動機能の向上や口腔ケアに関する啓発を行っている。地域住民グループは14である。

問 地域包括支援センターの職員体制は。

答 ケアマネジャーの有資格者は2名のほか、保健師、社会福祉士の計4名の専門職で総合的相談に応じる体制を整えている。



「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」
QRコードからご覧になれます。



下水道事業

総務産業常任委員長 大日向進也

下水道整備率 97%

問 受益者負担金、下水道使用料の滞納繰越分の件数、滞納最高額及び最も古いものは何年度からになるか。

答 受益者負担金は50件、最高額は129万3000円、最も古いものは平成13年からのものである。

使用料は105件、最高額は67万1000円、最も古いものは平成20年からのものである。

問 下水道整備率と水洗化率は。

答 下水道整備率は97%、水洗化率は69%である。

問 受益者負担金前納報奨金の内容、5年度の対象件数及び制度の周知方

法は。

答 受益者負担金は、通常5年間で20回の支払いとなるが、一括払いや前倒しでの分割払いがあった場合に、最大で11%の報奨金が交付される。対象件数は、一括払いが31件、前倒し分割払いが27件となっており、周知方法としては、下水道管路工事着工前や受益者負担金の申告の際に、制度説明を行っている。

問 ※起債残高と元利償還金のピークはいつか。

答 起債残高については令和2年度の55億7200万円、元利償還金については、令和6年度で3億9700万円を予定している。

問 ※起債とは

市町村が国や銀行などから借入れる長期の借入金をいい、長期間利用する道路、施設などの建設費に充てること。

後期高齢者医療

社会文教常任委員長 玉川清史

1人あたりの医療費 約93万円

問 後期高齢者医療保険料について、収入未済額と還付未済額それぞれの件数と金額は。

答 収入未済額は、1件で7万4000円。還付未済額は、10件で24万2000円である。

問 保険料の特別徴収と普通徴収の割合は。

答 特別徴収が77.9%、普通徴収が22.1%である。

問 保険料軽減の件数は。

答 7割軽減1151名、5割軽減591名、被扶

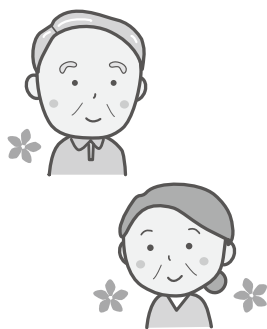
問 養者軽減による5割軽減は22名、2割軽減421名である。

問 1人あたりの医療費の金額と、県内順位は。

答 令和6年6月末の速報値で、1人あたりの医療費は93万6884円、順位は高い方から13番目である。

問 特定疾病療養受療証の発行数と疾病の内容は。

答 発行件数は40件で、その全てが人工透析を伴う慢性腎不全によるものである。



～議会を傍聴してみませんか～

次の定例会は12月初旬
開会の予定です。

事前の申し込みは不要です。
当日議場（役場4階）へお越しください。

会議録は町のホームページまたは
右のQRコードからご覧になれます。

坂城町議会

検索



一般会計と特別会計の違いは？

一般会計とは、地方公共団体において町民のサービスの提供を始めとする行政運営の基本的な経費（福祉・教育・土木など）を計上している会計。

一方で**特別会計**は、事業目的を限定し、特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計。

当町では、令和5年度は、国民健康保険、介護保険、下水道事業、後期高齢者医療の4会計があった。